

一般社団法人明専会 総務部会運営基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第 63 条により、本部会の運営に係る基本的事項を定める。

(役割)

第2条 部会長は本部会の運営を統括する。

2 本部会は、次の通りとする。

- (1) 本会の諸事業及びその会計の全般に関する情報把握、調査実施
- (2) 理事会付議案件の企画、理事会への具申
- (3) 本会の資産管理
- (4) 2020基金事業の内、大学の研究支援事業

(構成)

第3条 本部会の構成は、次の通りとする。

- (1) 部会長 :1名 (理事が当たる。)
- (2) 副部会長:1名 (設置する場合は、理事が当たる。)
- (3) 部会委員:必要数

(選任)

第4条 副部会長及び部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会長、副部会長および部会委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期を準用する。

2 再任を妨げない。但し、この場合も前項に同じ。

(報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 本部会の会合は、理事会の開催前に開催する。また部会長は、必要に応じ会合を開催する。

2 部会長は、本人不在の会合は開催しない。

但し、副部会長が設置されている場合は、部会長は本人不在中に会合開催を副部会長に指示することができるが、結果を副部会長に報告させ、結果責任を負わなければならない。

附則

1 この基準は、平成 27 年 2 月 14 日の理事会決議により制定、施行する。

2 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

3 令和4年 5 月 14 日理事会の決議により、第 2 条第 2 項(4)を追加する。